

総則

● 趣旨

ファーストリテイリングコードオブコンダクト(以下「CoC」といいます)は、私たち一人ひとりが遵守すべき基本事項を明文化したものであり、行動のよりどころとなるものです。

● 適用範囲

CoCは、①株式会社ファーストリテイリング、および②株式会社ファーストリテイリングが直接または間接に50%を超える議決権を持つ子会社(以下、①と②を併せて「ファーストリテイリンググループ」といいます)の取締役、執行役員およびすべての従業員(雇用形態を問いません。以下同じ)、ならびに③ファーストリテイリンググループ各社との間の契約においてCoCを遵守することを合意した当事者ならびにその役員および従業員に適用されます。

● 運用上の留意点、責任

- 1) ファーストリテイリンググループ各社は、取締役、執行役員および従業員に対し、CoCに反する業務命令・業務指示を行いません。
- 2) ファーストリテイリング各社の取締役および執行役員は、自ら率先垂範^{そつせんすいはん}してCoCを遵守するとともに、実効性のある社内体制の構築・整備と教育の徹底を図ります。また、法令違反を含めたCoCに違反する問題が発生した場合は、ただちに事実関係を把握・分析のうえ適切な対応を行い、再発防止を徹底します。
- 3) 取締役、執行役員および従業員は、CoCに反する行為を発見した場合、速やかに上司または社内相談窓口(ファーストリテイリンググループホットライン)に通報または相談します。
- 4) ファーストリテイリンググループ各社は、通報者・相談者のプライバシーの保護を徹底します。また、通報者・相談者に対する報復行為を絶対的に禁止し、通報・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いは一切認めません。

● 改訂および手続

- 1) 改訂
 - ・ このCoCは、社会、事業活動及びCoCの運用状況の変化に伴い、定期的な見直し・改訂を実施します。
- 2) 手続
 - ・ CoC基本原則および総則の改廃は、CoC委員長が起案し、法務・コンプライアンス担当執行役員の承認を経て、取締役会決議により行います。
 - ・ CoCガイドラインの改廃は、CoC委員長が起案し、法務・コンプライアンス担当執行役員の承認を経て、CoC委員会の決議により行います。